

地震の発生及び気象の警報が発令された場合の緊急措置について

地震の発生時の措置及び、大阪府全域または大阪府北部に「暴風警報」が発令された場合は、下記のように対応しますので、ご理解ご協力をお願いします。

記

地震の場合

『**大地震**』が発生した場合

1	大地震（震度5弱以上）が発生した場合	【始業前】→自宅待機してください。
		【授業中】→授業を中止し下校します （状況により、学校待機、又は集団下校）
		【翌日】→状況に応じて臨時休校とします。
2	地震（震度5未満）が発生した場合	学校施設の被害状況、通学路の安全状況により、臨時休校の措置をとることもありますが、 <u>臨時休校の連絡がない限り登校してください。</u>

台風の場合

『**暴風警報**』が発令された場合

1	午前7時の時点で「暴風警報」が発令中の場合	自宅待機してください。
2	午前9時までに「暴風警報」が解除された場合	解除された時点で登校してください。
3	午前9時に「暴風警報」が解除されていない場合	臨時休校とします。
4	登校後に「暴風警報」が発令された場合	授業を中止し、下校します。

*テレビ、ラジオ、新聞の情報に注意していただき、上記の措置と照らし合わせて判断してください（電話での問い合わせはおひかえください）。

*「大雨警報、洪水警報、大雨洪水警報」等（暴風がつかないとき）が発令されているときは、通常通り登校してください。

*なお、特別警報が発令された場合についても、上記と同様の措置をとります。

災害発生時の通学路の安全状況については、学校として極力留意しますが、保護者・地域の皆さんの情報提供もお願いします。